

最高裁秘書第2638号

平成29年6月8日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

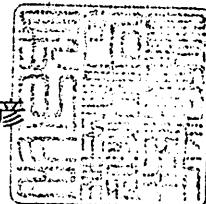
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第27号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成 29 年 6 月 5 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



### 理由説明書

下記 1 の諮問について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

#### 1 濟問日等

##### (1) 濟問日

6 月 5 日

##### (2) 濟問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした開示の判断に対し、「司法修習生考試に不合格となった者が再び採用される場合、司法修習生考試の初日の日付で採用されるなど、独特の手続が存在する。そのため、最高裁判所によって開示された司法行政文書以外にも、本件対象文書に該当する司法行政文書が存在するといえるから、苦情の申出をする。」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

司法修習生考試に不合格となった者を再び採用する際の、最高裁判所及び司法研修所内部の事務手続が分かる文書（最新版）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、5月19日付で開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 「司法修習生考試に不合格となった者を再び採用する際の、最高裁判所及び司法研修所内部の事務手続が分かる文書（最新版）」については、司法修習生採用選考審査基準が該当する。

かつて司法修習生であった者が考試を再度受験するためには、採用選考申込み及び採用選考を経て再採用される必要があるが、この再採用については同審査基準に基づいて審査されるものであり、それ以外の司法行政文書を作成又は取得すべき必要性はない。

イ よって、本件対象文書を開示した原判断は相当である。